

## 1. 改定の目的

「高浜地域の緊急時対応」は、平成27年12月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて了承された。また、平成28年8月の高浜地域における内閣府・3府県及び関西広域連合との合同原子力防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成29年10月に改定を行っている。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「高浜地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

## 2. 改定のポイント

### 〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

対応方針

#### オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

対応方針

#### 大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域における避難先に重複が無いことを確認
- 高浜町のPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難先を、大飯発電所のUPZ外の福祉避難所に変更

対応方針

#### 大飯地域及び高浜地域における輸送能力の確保

- 両発電所の原子力災害対策重点区域における避難等に必要輸送能力について、不足分については、バス会社等の協力により、新たに追加確保

### 〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

対応方針

#### 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムや映像伝送システムを整備

### 〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

対応方針

#### 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置

- 広域避難を円滑に行うため、道路管理者や実動組織等の関係機関による対策チームを現地対策本部に設置

### 〈その他主な改善〉

- 除雪体制の強化
  - ・降雪前に、各関係機関（国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等）で構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応
- 避難住民への情報提供の強化
  - ・福井県において、避難中の住民への発電所の状況や避難先までの経路情報等を提供できるホームページを整備
- 避難行動要支援者の避難における対応の強化
  - ・避難行動要支援者の福祉車両による避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
  - ・避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実化
  - ・緊急配布に備え、両発電所の原子力災害対策重点区域の学校等における安定ヨウ素剤の備蓄体制を強化

# (参考) 「高浜地域の緊急時対応」の改定ポイント

## 改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である福井県大飯オフサイトセンターに現地の対応を一元化する。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既に福井県高浜オフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の福井県大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

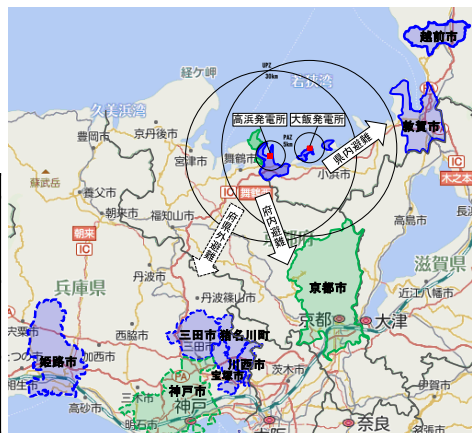
※自然災害によりオフサイトセンター自体やアクセス道路、臨時ヘリポート等に著しい被害がある場合にはその状況により決定する。  
 ※自然災害との複合災害に限らず、それぞれが故障起因の警戒事態以上の場合も、本要件に該当する状況で対応する。  
 ※事態の解消等の状況の変化があった場合でも、要員の所在場所の移転は実施しない。

＜要員の集約先(国要員等の派遣先)＞

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明
警戒事態の解除	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

＜PAZ内の住民の避難先＞



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

- 大飯地域及び高浜地域で避難等のために必要な車両を重複なく確保。

＜PAZ内の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保＞

	確保車両台数		
	バス	福祉車両(ストレッチャー仕様)	福祉車両(車椅子仕様)
(A) 必要車両台数	81台	21台	50台
(B) 確保車両台数	計81台	計21台	計50台
・おおい町、高浜町、小浜市・社会福祉協議会等(3市町)	2台	7台	30台
・バス会社(福井県南地方)	59台	—	—
・舞鶴市	3台	1台	—
・舞鶴市内のバス会社等、社会福祉施設	2台	1台	—
・関西電力	15台	12台	20台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## 改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ確実に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県)にもTV会議システムを配備。
- 福井県側及び京都府側での住民避難や関西広域連合側での避難受入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

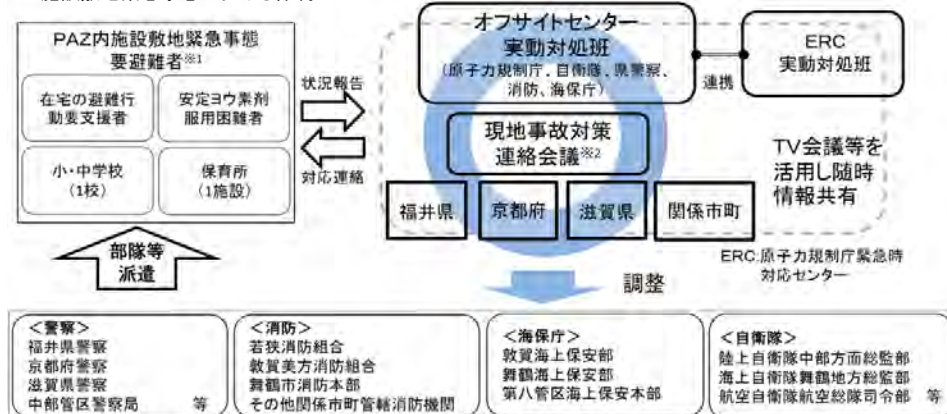
＜情報共有のイメージ＞



## 改善③ 広域的な避難経路確保対策の強化

- 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンター住民安全班及び実動対処班、道路管理者等による対策チームを設置し、対処にあたる。

＜施設敷地緊急事態における体制＞



※1 全県緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象  
 ※2 全国緊急事態時には、原子力災害共同対策協議会で情報共有

## 1. 改定の目的

「大飯地域の緊急時対応」は、平成29年10月に開催された福井エリア地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同月に原子力防災会議にて確認結果の報告及び了承がなされたところ。

その後、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的として、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象とした国の原子力総合防災訓練を実施し、平成31年3月に、「平成30年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。

今般の「大飯地域の緊急時対応」の改定は、同報告書における訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るために行うもの。

## 2. 改定のポイント

### 〈改善①〉 大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化

対応方針

#### オフサイトセンター要員の集約、国からの要員派遣先及び現地本部の設置場所の明確化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、両発電所の事態進展を踏まえて実施
- 既に参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先のオフサイトセンターへ移動を開始

対応方針

#### 大飯地域及び高浜地域における避難先の明確化

- 両発電所の原子力災害対策重点区域における避難先に重複が無いことを確認

対応方針

#### 大飯地域及び高浜地域における輸送能力の確保

- 両発電所の原子力災害対策重点区域における避難等に必要な輸送能力について、不足分については、バス会社等の協力により、新たに追加確保

### 〈改善②〉 府県外への避難に係る連携体制の強化

対応方針

#### 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）との情報共有システムの整備

- 広域避難先等の調整を行う関西広域連合（事務局：兵庫県庁）と、住民避難に係る情報共有が円滑に行えるよう、TV会議システムや映像伝送システムを整備

### 〈改善③〉 広域的な避難経路確保体制の強化

対応方針

#### 一元的な交通規制を行うための調整の場を設置

- 広域避難を円滑に行うため、道路管理者や実動組織等の関係機関による対策チームを現地対策本部に設置

### 〈その他主な改善〉

- 除雪体制の強化
  - ・降雪前に、各関係機関（国土交通省、県、市、高速道路株式会社、警察等）で構成される情報連絡本部を、国道事務所に設置、対応
- 避難住民への情報提供の強化
  - ・福井県において、避難中の住民への発電所の状況や避難先までの経路情報等を提供できるホームページを整備
- 避難行動要支援者の避難における対応の強化
  - ・避難行動要支援者の福祉車両による避難において、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩を取る等のケアを実施
- 避難退域時検査場所における渋滞緩和
  - ・避難退域時検査場所内外に誘導員や案内板等を配置
- 安定ヨウ素剤の配備等の充実化
  - ・緊急配布に備え、両発電所の原子力災害対策重点区域の学校等における安定ヨウ素剤の備蓄体制を強化



# (参考) 「大飯地域の緊急時対応」の改定ポイント

## 改善① 大飯発電所及び高浜発電所がともに発災した場合における対応の明確化

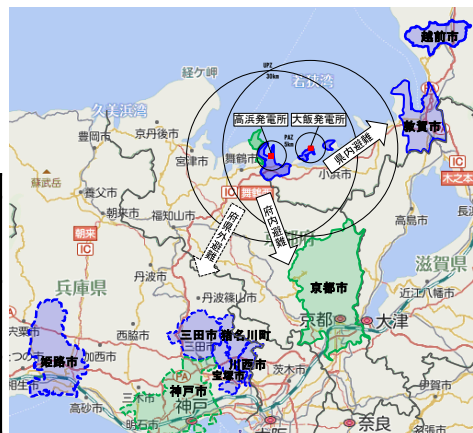
- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である福井県大飯オフサイトセンターに現地の対応を一元化する。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長(原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官(原子力防災担当))が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既に福井県高浜オフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の福井県大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。

※ 自然災害によりオフサイトセンター自体やアクセス道路、臨時ヘリポート等に著しい被害がある場合にはその状況により決定する。  
 ※ 自然災害との複合災害に限らず、それぞれが故障起因の警戒事態以上の場合も、本要件に該当する状況で対応する。  
 ※ 事態の解消等の状況の変化があった場合でも、要員の所在場所の移転は実施しない。

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ・UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

- 大飯地域及び高浜地域で避難等のために必要な車両を重複なく確保。

<PAZ内の住民の避難先>



※高浜町及びおおい町のPAZに該当する地域の県内避難先は共に敦賀市であるが、避難先施設を重複しないように確保。

<PAZ内の施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保>

	確保車両台数		
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)
(A) 必要車両台数	81台	21台	50台
(B) 確保車両台数	計81台	計21台	計50台
・おおい町、高浜町、小浜市 ・社会福祉協議会等(3市町)	2台	7台	30台
バス会社(福井県南地方)	59台	-	-
確保先 ・舞鶴市	3台	1台	-
舞鶴市内のバス会社等、 社会福祉施設	2台	1台	-
関西電力	15台	12台	20台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

	大飯発電所		
	警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明
警戒事態の解除	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター

## 改善② 府県外への避難に係る連携体制の強化

- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ確実に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県)にもTV会議システムを配備。
- 福井県側及び京都府側での住民避難や関西広域連合側での避難受入れ準備状況を関係機関で共有できるよう映像伝送システムを配備。

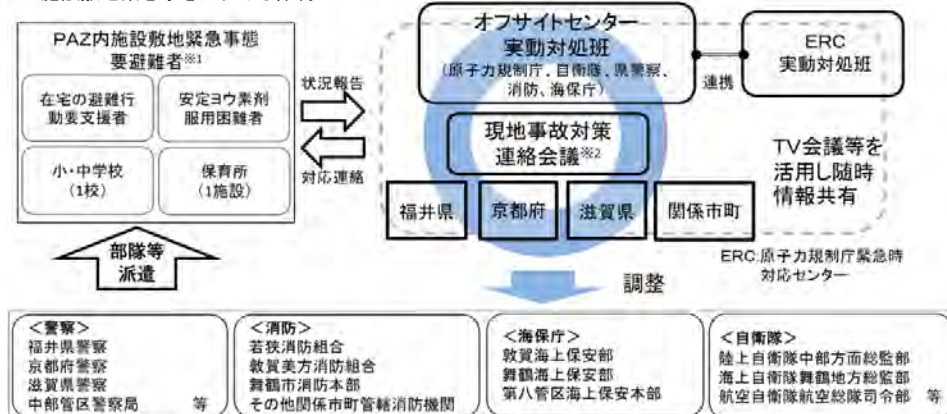
<情報共有のイメージ>



## 改善③ 広域的な避難経路確保対策の強化

- 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンター住民安全班及び実動対処班、道路管理者等による対策チームを設置し、対処にあたる。

<施設敷地緊急事態における体制>



※1 全園緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象  
 ※2 全国緊急事態時には、原子力災害共同対策協議会で情報共有